

【予告版】浄化槽設置補助金（令和8年度）

地方自治制度上、万が一変更となる場合もあります。ご容赦ください

単独浄化槽・汲み取り便所をお使いの方

合併型（N型5人槽）に替える場合だと

最大 **84**

内訳

1. 設置補助 36万円
2. 撤去補助 15万円
3. 配管補助 33万円

万円の補助金が交付されます

こんなメリット

- * トイレ、台所、風呂の排水をきれいに
- * 河川へのダメージが8分の1に
- * 悪臭・害虫の発生を防止
- * 衛生的 健康的な暮らし実現

負の水スパイラル「汚水>河川・土地>作物>人体>健康影響」**原因**を断つ

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



募集開始 令和8年4月13日～

※予算がなくなり次第終了

《変更点》

- ・店舗・事業所も対象(転換)
- ・20人槽以下まで拡大
- ・一部補助が増額
- ・ウェブで申請手続き
- ・窓口申請は事前予約（4/6～）

【設置補助】

区 分	人槽	新設	転換
N型 (30基)	5	-	36万
	7	-	46万
	10	-	58万
NP型 (10基)	5	100万	125万
	7	132万	164万
	10	158万	199万

■ 申請の流れ

1. 事前相談（工事店）
2. 申請手続（着手前）
3. 交付決定
4. 工事着工
5. 完了報告・補助請求
6. 補助金支払

※補助金の決定前に設置した場合は
補助対象外となります

※申請は工事店による代行が通例です

【撤去・配管 補助】

区 分		転換
撤去	単独処理浄化槽	15万
	汲み取り式便槽	12万
雨水貯水槽等への再利用		12万
配管工事		33万

○浄化槽の設置は設備士資格を持つ県登録業者のみ工事できます

×補助金や維持管理に関する悪質な営業や詐欺に注意ください

お問い合わせ

小美玉市 下水道課 管理係 TEL0299-48-1111 内線 2125

浄化槽の検査/清掃・排水ルール 知っていますか >>



詳しくは